

令和3年6月21日

教職員各位

学校法人東北医科薬科大学

理事長 高柳元明

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

10都道府県に発令中の緊急事態宣言が沖縄を除く9都道府県について、6月20日の期限をもって解除され、うち7都道府県は「まん延防止等重点措置」に移行しました。宮城県においては、独自の緊急事態宣言を6月13日で終了しましたが、「リバウンド防止徹底期間」については7月11日まで延長されました。

本法人としては、引き続き感染防止に努め、教職員が下記の対策を徹底されるようお願いいたします。

【感染防止対策】

- 毎日の健康管理（体温測定・報告）
- 3密（密閉、密集、密接）の回避
- 県外への不要不急の移動の自粛
- マスクの適切な着用（呼吸器症状がなくても常時着用すること）
- こまめな手洗い（アルコールの消毒）の実施

以上